

されています（改正法附則79⑦⑧、改正措令附則32④、改正措規附則19①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則90⑦⑧、改正措令附則41④、改正措規附則23①）。

なお、改正前の半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定した産業投資促進計画で平成27年4月1日前にその計画期間が開始したもの（以下「旧産業投資促進計画」といいます。）については、同日から同年6月30日（同日までに、その市町村が作成した産業振興促進計画について主務大臣の認定を受けた場合には、その認定を受けた日の前日）ま

での間は、その計画期間を上記3(3)②の計画期間と、その旧産業投資促進計画をその市町村が作成した認定半島産業振興促進計画と、その旧産業投資促進計画に係る関係大臣が指定した地区を上記3(3)①の対象地区と、その指定した地区に係る旧産業投資促進計画に記載された事業を認定半島産業振興促進計画に記載された事業と、それぞれみなして上記3(3)の改正後の措置を適用することとされています（改正措令附則32③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則41③）。

七 医療用機器等の特別償却制度 (改正後：医療用機器の特別償却制度)

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から平成27年3月31日までの間に、医療用機器等でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は医療用機器等の製作をして、これをその法人の医療保健業の用に供した場合には、初年度において、その医療用機器等の取得価額に特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができるというものです。適用対象となる医療用機器等及び特別償却割合は、次のとおりです（措法45の2①）。

(1) 高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器 12%

(2) 医療の安全の確保に資する機器 16%

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の29）。

2 改正の内容

(1) 対象機器の見直し（58機器）

高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器に係る措置の対象機器のうち高度な医療の提供に資する機器について、次の見直しが行われました（平27.3厚生労働告229）。連結納税制

度の場合についても同様です。

① 追加（13機器）

対象機器に次の機器が追加されました。

バルーン小腸内視鏡システム、瞳孔計機能付き角膜トポグラフィシステム、可搬型手術用顕微鏡（歯科医療の用に供するものに限ります。）、歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット、ディスクリット方式臨床化学自動分析装置、免疫発光測定装置、中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム、血液照射装置、汎用人工呼吸器、高頻度人工呼吸器、陰圧人工呼吸器、成人用人工呼吸器及び新生児・小児用人工呼吸器

② 縮減（3機器）

対象機器のうち、全身用X線CT診断装置、部位限定X線CT診断装置及び人体回転型全身用X線CT診断装置について、それぞれ4列未満が除外され、検出器が4列以上のものに限定されました。

③ 除外（42機器）

対象機器から次の機器が除外されました。

マイクロ波ハイパーサーミアシステム、超音波式ハイパーサーミアシステム、液体加温ハイパーサーミアシステム、レーザハイパー

サーミアシステム、コンビネーション型ハイパーサーミアシステム、炭酸ガスレーザー、デジタル式口内汎用歯科X線診断装置、デジタル式口外汎用歯科X線診断装置、血液透析濾過用装置、据置型デジタル式汎用一体型X線診断装置、ポータブルアナログ式汎用X線診断装置、ポータブルデジタル式汎用X線診断装置、ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置、乳房撮影組合せ型X線診断装置、据置型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置、移動型アナログ式汎用X線透視診断装置、ポータブルアナログ式汎用X線透視診断装置、ポータブルアナログ式汎用一体型X線透視診断装置、移動型デジタル式汎用X線透視診断装置、ポータブルデジタル式汎用X線透視診断装置、ポータブルデジタル式汎用一体型X線透視診断装置、据置型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置、診断用直線X線断層撮影装置、診断用多方向X線断層撮影装置、移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置、移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置、据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置、ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置、移動型アナログ式乳房用X線診断装置、移動型デジタル式乳房用X線診断装置、ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置、移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置、移動型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置、気脳造影用X線診断装置、腹部集団検診用一体型X線診断装置、胸部集団検診用一体型X線診断装置、胸・腹部集団検診用

一体型X線診断装置、超音波ナイフ、超音波ナイフハンドピース、マイクロ波メス、血液ガス酸素分析装置及び体外型血液ガス分析装置

(2) 医療の安全の確保に資する機器に係る措置の除外

医療の安全の確保に資する機器に係る措置は、本制度から除外されました（旧措法45の2①二、旧措令28の10③、旧平21.3厚生労働省248別表2）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の29①二、旧措令39の58③）。

(3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成29年3月31日まで2年延長されました（措法45の2①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の29①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、平成27年4月1日から適用することとされています（改正告示前文）。

連結納税制度の場合についても同様です。

(2) 上記2(2)の改正は、法人が平成27年4月1日前に取得又は製作をした医療用機器等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則79⑨）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則90⑨）。

八 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度

1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの間に

開始する各事業年度において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の就労移行支援を行う事業所等に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払っ